

当しないものとする。

- 5| 外国法人が特定短期公社債のうち第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げるもの（次項において「特定短期国債」という。）につき支払を受ける償還差益については、法人税を課さない。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

- 6| 省 略  
7| 省 略

（分離振替国債の課税の特例）

- 第六十七条の十八 省 略  
2| 4 省 略

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）

- 第六十八条の三の二 法人税法第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額（以下この条において「利益の分配の額」という。）で当該特定目的信託に係る受託法人（同法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。
- 一 省 略  
二 次に掲げるすべての要件

- イ 省 略

- ロ 当該事業年度に係る利益の分配の額が当該事業年度の分配可能利益の額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えていること。

- ハ 省 略

- 2| 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の

- 3| 外国法人が第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債のうち同項第一号から第八号までに掲げるもの（次項において「特定短期国債」という。）につき支払を受ける同条第七項に規定する償還差益（次項において「償還差益」という。）については、法人税を課さない。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

- 4| 同 上  
5| 同 上

（分離振替国債の課税の特例）

- 第六十七条の十七 同 上  
2| 4 同 上

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）

- 第六十八条の三の二 法人税法第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額（以下この条において「利益の分配の額」という。）で当該特定目的信託に係る受託法人（同法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。
- 一 同 上  
二 同 上

- イ 同 上

- ロ 当該事業年度に係る利益の分配の額が当該事業年度の分配可能所得の金額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えていること。

- ハ 同 上

- 2| 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法第二十三条第一項の規定の適用

表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

|            |            |                                                                                                                     |
|------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二十三条第一項   | 内国法人が受ける   | 内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る第四条の七（受託法人等）に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（次条第一項及び第六十九条第一項において「特定目的信託に係る受託法人」という。）を除く。）が受ける |
| 第二十三条の二第二項 | 内国法人が外国子会社 | 内国法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社                                                                           |
| 第六十九条第一項   | 内国法人が各事業年度 | 内国法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度                                                                           |

3| 特定目的信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第六十八条の三の二第三項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（ロを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」と、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が」とする。

4・5 省 略

については、同項中「内国法人が受ける」とあるのは、「内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る第四条の七（受託法人等）に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。」が受ける」とする。

3| 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「内国法人が各事業年度」とあるのは、「内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る第四条の七（受託法人等）に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度」とする。

4・5 同 上

6| 特定目的信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（ロを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」

6| 省 略  
7| 省 略  
8| 省 略

9| 第一項から第三項まで及び前二項の規定は、特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第二号の規定により外国法人としてこの法律の規定を適用するもので、法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。）が、同法第四百四十二条の規定により同法第四百四十一条に規定する国内源泉所得に係る所得につき同法の規定に準じて計算する場合について準用する。この場合において、第一項中「で当該特定目的信託」とあるのは「のうち国内において行う事業に係るもので当該特定目的信託」と、第二項の表の第二十三条第一項の項中「第二十三条第一項」とあるのは「第四百四十二条の規定により第二十三条第一項の規定に準じて計算する場合における同項」と読み替えるものとする。

10| 内国法人が受ける前項において準用する第一項の特定目的信託の利益の分配の額（次項において「外国特定目的信託の利益分配の額」という。）は、法人税法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

11| 省 略

12| 第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前三項の規定の適用その他特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### （特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）

第六十八条の三の三 特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（第一号において「投資信託法」という。）第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。以下この条において同じ。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの収益の分配の額として政令で定める金額（以下この条において「収益の分配の額」という。）で当該特定投資信託に係る受託法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに

とする。

7| 同 上  
8| 同 上  
9| 同 上

10| 第一項、第二項、第六項及び前二項の規定は、特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第二号の規定により外国法人としてこの法律の規定を適用するもので、法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。）が、同法第四百四十二条の規定により同法第四百四十一条に規定する国内源泉所得に係る所得につき同法の規定に準じて計算する場合について準用する。この場合において、第一項中「で当該特定目的信託」とあるのは「のうち国内において行う事業に係るもので当該特定目的信託」と、第二項中「法人税法第二十三条第一項」とあるのは「法人税法第四百四十二条の規定により同法第二十三条第一項の規定に準じて計算する場合における同項」と読み替えるものとする。

11| 内国法人が受ける前項において準用する第一項の特定目的信託の利益の分配の額（以下この項及び次項において「外国特定目的信託の利益分配の額」という。）は、法人税法第六十九条第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

「は法人税法第六十九条第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」同項に規定する外国子会社が受ける外国特定目的信託の利益分配の額は同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

12| 同 上

13| 第八項及び第九項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前三項の規定の適用その他特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### （特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）

第六十八条の三の三 特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（第一号において「投資信託法」という。）第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。以下この条において同じ。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの収益の分配の額として政令で定める金額（以下この条において「収益の分配の額」という。）で当該特定投資信託に係る受託法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに

限る。をいう。次項から第五項までにおいて同じ。の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その収益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 省 略

二 次に掲げるすべての要件

イ 省 略

ロ 当該事業年度に係る収益の分配の額の分配可能収益の額に占める割合として政令で定める割合が百分の九十を超えていること。

ハ 省 略

2) 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

|            |            |                                                                                                                                |
|------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二十三条第一項   | 内国法人が受ける   | 内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の第三項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託（同項第一号ロ又はハに掲げる要件を満たすものに限る。）に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が受ける |
| 第二十三条の二第二項 | 内国法人が外国子会社 | 内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の第三項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（第六十九条第一項において「特定投資信託に係る受託法人」と        |

限る。をいう。次項から第六項までにおいて同じ。の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その収益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 当該事業年度に係る収益の分配の額の分配可能所得の金額に占める割合として政令で定める割合が百分の九十を超えていること。

ハ 同 上

2) 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「内国法人が受ける」とあるのは、「内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の第三項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託（同項第一号ロ又はハに掲げる要件を満たすものに限る。）に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が受ける」とする。

3) 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「内国法人が各事業年度」とあるのは、「内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の第三項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度」とする。

|          |            |                                           |                             |
|----------|------------|-------------------------------------------|-----------------------------|
| 第六十九条第一項 | 内国法人が各事業年度 | 内国法人（特定投資信託に係る受託法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度 | いう。）を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社 |
|----------|------------|-------------------------------------------|-----------------------------|

3| 特定投資信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第六十八条の三の第三項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（ロを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」と、第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が」とする。

4・5 省 略

6| 法人が受ける特定投資信託（第一項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の収益の分配の額に係る法人税法第二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条第一項中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び租税特別措置法第六十八条の三の三第六項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額」と、同法第九十三条第二項第二号中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び租税特別措置法第六十八条の三の三第六項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額」とする。

7| 省 略  
8| 省 略

9| 第一項から第三項まで及び前二項の規定は、特定投資信託に係る法人税法第四

4・5 同 上

6| 特定投資信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（ロを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」とする。

7| 法人が受ける特定投資信託（第一項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の収益の分配の額に係る法人税法第二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条第一項中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び租税特別措置法第六十八条の三の三第七項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額」と、同法第九十三条第二項第二号中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び租税特別措置法第六十八条の三の三第七項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額」とする。

8| 同 上  
9| 同 上

10| 第一項、第二項、第六項及び前二項の規定は、特定投資信託に係る法人税法第

条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七  
第二号の規定により外国法人としてこの法律の規定を適用するもので、法人税法  
第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。）  
が、同法第四百十二条の規定により同法第四百一条に規定する国内源泉所得に  
係る所得につき同法の規定に準じて計算する場合について準用する。この場合  
において、第二項中「で当該特定投資信託」とあるのは「のうち国内において行  
う事業に係るもので当該特定投資信託」と、第二項の表の第二十三条第一項の  
「第二十三条第一項」とあるのは「第四百四十二条の規定により第二十三条第一  
項の規定に準じて計算する場合における同項」と読み替えるものとする。

10] 内国法人が受ける前項において準用する第一項の特定投資信託（同項第一号  
及び八に掲げる要件を満たすものに限る。）の収益の分配の額（次項において「  
外国特定投資信託の収益分配の額」という。）は、法人税法第二十三条の第二  
項に規定する剰余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

## 11] 省 略

12] 第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前三項の規  
定の適用その他特定投資信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事  
業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政  
令で定める。

### （課税所得の範囲の変更等の場合の特例）

第六十八条の三の五 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療  
法人のうち、法人税法第二条第九号に規定する普通法人であるものをいう。以下  
この条において同じ。）が公益法人等（同法第二条第六号に規定する公益法人等  
をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなる場合には、その該当  
することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、第五  
十五條、第五十五條の五から第五十六條まで及び第五十七條の三から第五十七條  
九までの規定その他政令で定める規定を適用する。

## 2・3 省 略

## 第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の  
七第二号の規定により外国法人としてこの法律の規定を適用するもので、法人税  
法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。）  
が、同法第四百十二条の規定により同法第四百一条に規定する国内源泉所得  
に係る所得につき同法の規定に準じて計算する場合について準用する。この場合  
において、第一項中「で当該特定投資信託」とあるのは「のうち国内において行  
う事業に係るもので当該特定投資信託」と、第二項中「法人税法第二十三条第一  
項」とあるのは「法人税法第四百四十二条の規定により同法第二十三条第一項の規  
定に準じて計算する場合における同項」と読み替えるものとする。

11] 内国法人が受ける前項において準用する第一項の特定投資信託（同項第一号  
及び八に掲げる要件を満たすものに限る。）の収益の分配の額（以下この項及び  
次項において「外国特定投資信託の収益分配の額」という。）は法人税法第六  
十條第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外  
国子会社を受ける外国特定投資信託の収益分配の額は同条第十一項に規定する外  
国孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

## 12] 同 上

13] 第八項及び第九項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前三項の規  
定の適用その他特定投資信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事  
業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政  
令で定める。

### （課税所得の範囲の変更等の場合の特例）

第六十八條の三の五 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療  
法人のうち、法人税法第二条第九号に規定する普通法人であるものをいう。以下  
この条において同じ。）が公益法人等（同法第二条第六号に規定する公益法人等  
をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなる場合には、その該当  
することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、第五  
十五條、第五十五條の五から第五十七條まで及び第五十七條の三から第五十七條  
九までの規定その他政令で定める規定を適用する。

## 2・3 同 上

## 第九節 削除

第六十八条の八 次の表の第一欄に掲げる連結親法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる連結親法人の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

| 第一欄                                                                                                                            | 第二欄             | 第三欄    | 第四欄                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------|-------------------------------------------------|
| 一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち、当該各連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び第三号に規定する医療法人を除く。） | 法人税法第八十一条の十二第二項 | 百分の二十二 | 百分の十八                                           |
| 二 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（第六十八条の百八第一項に規定する協同組合等を除く。）である連結親法人                                                                      | 同法第八十一条の十二第三項   | 百分の二十三 | 百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十九） |

第六十八条の八 削除

|                                              |    |        |                                                 |
|----------------------------------------------|----|--------|-------------------------------------------------|
| 三 第六十八条の百<br>第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人 | 同項 | 百分の二十三 | 百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十九） |
|----------------------------------------------|----|--------|-------------------------------------------------|

2 第六十八条の百八第一項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同項中「百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十六）」とあるのは、「百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち、八百万円（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、八百万円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）以下の部分の金額については百分の十九とし、十億円（同項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については百分の二十六とする。）とする。」とする。

3 法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない第一項の表の第二号及び第三号に掲げる連結親法人が同項（同表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同表の第二号及び第三号に規定する年八百万円以下の金額は、同項（同表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、八百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額とする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用がある場合における

る法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替えその他第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合(第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。次項及び第六項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度(次項及び第十二項において「供用年度」という。)の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額(同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額(第一号又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一四 省 略

25 省 略

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合(第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。次項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度(次項及び第十項において「供用年度」という。)の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額(同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額(第一号又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一四 同 上

25 同 上

、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

- 7| 連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の五第六項の規定の適用を受けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第六十八条の四十及び第六十八条の四十一の規定の適用については、第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と、「第五十二条の二第一項」とあるのは「第五十二条の二第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）を含む。以下この条において同じ。」と、第六十八条の四十一第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第五十二条の三第一項）」とあるのは「場合（第五十二条の三第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」と、「同条第一項」とあるのは「第五十二条の三第一項」とする。

- 8| 第一項及び第六項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得したエネルギー需給構造改革推進設備等については、適用しない。

- 9| 第一項から第三項まで及び第六項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

- 10| 第一項及び第六項の規定は、連結確定申告書等に第一項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

11| 省 略

12| 省 略

13| 省 略

14| 省 略

- 15| 第八項から第十二項までに定めるもののほか、第一項から第七項まで及び第十

- 6| 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得したエネルギー需給構造改革推進設備等については、適用しない。

- 7| 第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

- 8| 第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9| 同 上

10| 同 上

11| 同 上

12| 同 上

- 13| 第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第十一

三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の各号に掲げるもの(以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人等」又は「特定中小連結子法人等」という。)が、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定める規模のもの(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)を取得し、又は事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度(以下この条において「供用年度」という。)の当該事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業基盤強化設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該事業基盤強化設備の取得価額(第四号に規定する大規模連結法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)の百分の三十に相当する金額をいう。との合計額とする。)

一七 省 略

24 省 略

5 連結法人(その連結親法人が中小連結親法人(第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において同じ。)に該当するものに限る。)(の各連結事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始するもの)に限り、当該中小連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度を除く。)において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額(その教育訓練費に充てられた他の者(当該中小連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。))から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。)がある場合において、当該中小連結親法人及

項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の各号に掲げるもの(以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人等」又は「特定中小連結子法人等」という。)が、平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定める規模のもの(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)を取得し、又は事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度(以下この条において「供用年度」という。)の当該事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業基盤強化設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該事業基盤強化設備の取得価額(第四号に規定する大規模連結法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)の百分の三十に相当する金額をいう。との合計額とする。)

一七 同 上

24 同 上

5 連結法人(その連結親法人が中小連結親法人(第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において同じ。)に該当するものに限る。)(の各連結事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始するもの)に限り、当該中小連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度を除く。)において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額(その教育訓練費に充てられた他の者(当該中小連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。))から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。)がある場合において、当該中小連結親法人及

びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される労務費の額の合計額のうちに当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の合計額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割合」という。）が百分の〇・一五以上であるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該教育訓練費の額の合計額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は当該連結事業年度において有する第三項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 15 省 略

（特定設備等の特別償却）

第六十八条の十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のうち、次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産（以下この項において「特定設備等」という。）につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその用に供した場合又は同表の第二号の上欄に掲げる連結法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当

びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される労務費の額の合計額のうちに当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の合計額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割合」という。）が百分の〇・一五以上であるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該教育訓練費の額の合計額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は当該連結事業年度において有する第三項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 15 同 上

（特定設備等の特別償却）

第六十八条の十六 同 上

該特定設備等の取得価額（第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

| 法人                   | 資産                                      | 割合                                                                                                                                                         |
|----------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 省略                 | 省略                                      | 省略                                                                                                                                                         |
| 二 政令で定める海上運送業を営む連結法人 | 当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶 | 百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）で当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（当該連結法人が第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けるものである場合には、同項に規定する日本船舶に該当しないものを除く。） |

| 法人   | 資産 | 割合                                                                              |
|------|----|---------------------------------------------------------------------------------|
| 一同上  | 同上 | 同上                                                                              |
| 二 同上 | 同上 | 百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもので当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八） |

2 省 略

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第六十八条の十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、関西文化学術研究都市建設促進法第五条第一項に規定する建設計画の同意の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する研究施設(以下この項において「研究施設」という。)を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該研究施設の取得価額の百分の十六(建物及びその附属設備については、百分の八)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 省 略

第六十八条の十八 削除

及び当該船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの(外航船舶を除く。)については、百分の十八)

2 同 上

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第六十八条の十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、関西文化学術研究都市建設促進法第五条第一項に規定する建設計画の同意の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する研究施設(以下この項において「研究施設」という。)を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該研究施設の取得価額の百分の二十(建物及びその附属設備については、百分の十)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 同 上

(保全事業等資産の特別償却)

第六十八条の十八 連結親法人で山村振興法第十二条第五項に規定する認定法人(地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。)であるものが、平成三年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に同条第一項の認定(同条第五項の認定を含む。)を受けた同条第一項に規定する保全事

(地震防災対策用資産の特別償却)

第六十八条の十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「地震防災対策用資産」という。)を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該地震防災対策用資産の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

| 法人 | 期間 | 資産 | 割合 |
|----|----|----|----|
|----|----|----|----|

業等の計画(以下この項において「保全事業等の計画」という。)に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの(以下この項において「保全事業等資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人の営む事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該保全事業等資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該保全事業等資産の取得価額の百分の十一(建物及びその附属設備については、百分の六)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(地震防災対策用資産の特別償却)

第六十八条の十九 同上

| 法人 | 期間 | 資産 | 割合 |
|----|----|----|----|
|----|----|----|----|

|   |                                                                                                                                                                                |                           |                    |       |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------|-------|
| 一 | 大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、第四十四条第一項の表の第一号の第一欄に規定する機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供する連結法人で、地震防災のための対策を緊急に講ずる必要があるものとして政令で定めるもの | 平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで | 当該機械及び装置その他の減価償却資産 | 百分の二十 |
| 二 | 省略                                                                                                                                                                             | 省略                        | 省略                 | 省略    |

2 省略

（集積区域における集積産業用資産の特別償却）

第六十八条の二十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第七条第一項に規定する同意基本計画（以下この項において「同意基本計画」という。）に定められた同法第四条第二項第二号に規定する集積区域（以下この項において「集積区域」という。）内において、同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、同法第十四条第一項の承認（同法第十五条第一項の承認を含む。）を受けた同法第十四条第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに政令で定める建物及びその附属設備（以下この項において「集積産業用資産」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の

|   |    |                           |    |      |
|---|----|---------------------------|----|------|
| 一 | 同上 | 平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで | 同上 | 百分の八 |
| 二 | 同上 | 同上                        | 同上 | 同上   |

2 同上

（集積区域における集積産業用資産の特別償却）

第六十八条の二十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第七条第一項に規定する同意基本計画（以下この項において「同意基本計画」という。）に定められた同法第四条第二項第二号に規定する集積区域（以下この項において「集積区域」という。）内において、同法の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同法第十四条第一項の承認（同法第十五条第一項の承認を含む。）を受けた同法第十四条第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに政令で定める建物及びその附属設備（以下この項において「集積産業用資産」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の

営む指定集積事業（当該同意基本計画に定められた同法第十九条各号に掲げる業種に属する事業をいう。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。）において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該集積産業用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該集積産業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該集積産業用資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

## 2 省 略

### （事業革新設備等の特別償却）

第六十八条の二十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十四条の第三第一項各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたもの（当該法人に関連するものとして政令で定める連結法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十九条第九項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の二十（当該事業革新設備が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条第十一項に規定する特定事業革新設備である場合又は第四十四条の第三第一項第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、

営む指定集積事業（当該同意基本計画に定められた同法第十九条各号に掲げる業種に属する事業をいう。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。）において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該集積産業用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該集積産業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該集積産業用資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

## 2 同 上

### （事業革新設備の特別償却）

第六十八条の二十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十四条の第三第一項各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたもの（当該法人に関連するものとして政令で定める連結法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法第二十八条第八項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の二十（当該事業革新設備が、産業活力再生特別措置法第二十条第十項に規定する特定事業革新設備である場合又は第四十四条の第三第一項第四号若しくは第五号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の三十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

次の各号に掲げるものが、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（次項において「新特別措置法施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない機械及び装置その他の減価償却資産（次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める機械及び装置その他の減価償却資産に限る。以下この項及び次項において「資源需給構造変化対応設備等」という。）を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。次項において同じ。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該資源需給構造変化対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該資源需給構造変化対応設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額の百分の三十（建物及びその附属設備については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項に規定する資源生産性革新計画（同条第四項の規定に基づき同法第二条第十二項に規定する資源生産性革新設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）について同法第十一条第一項に規定する認定（同法第十二条第一項の認定を含む。）を受けた連結法人（当該連結法人に関連するものとして政令で定める連結法人を含む。） 当該資源生産性革新設備等

二 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十六条第一項に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画について同項に規定する認定（同法第十七条第一項の認定を含む。）を受けた連結法人 当該資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された同法第二条第十三項に規定する資源制約対応製品生産設備

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、新特別措置法施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に資源需給構造変化対応設備等を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、

当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

- 4 第六十八条の十六第二項の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

(共同利用施設の特別償却)

第六十八条の二十四 連結親法人で、生活衛生同業組合(出資組合であるものに限る。)又は生活衛生同業小組合であるものが、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六条の三第一項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設(以下この項において「共同利用施設」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該共同利用施設の取得価額の百分の八に相当する金額をいう。)との合計額とする。

- 2 省 略

(資源再生化設備等の特別償却)

第六十八条の二十五 省 略

- 2 省 略

(新用途米穀加工品等製造設備の特別償却)

第六十八条の二十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画(以下この項において「生産製造連携事業計画」という。)について同条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該認定に係る生産製造連携事業計画(同法第五

- 21 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(共同利用施設の特別償却)

第六十八条の二十四 連結親法人で、生活衛生同業組合(出資組合であるものに限る。)又は生活衛生同業小組合であるものが、平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六条の三第一項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設(以下この項において「共同利用施設」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該共同利用施設の取得価額の百分の八に相当する金額をいう。)との合計額とする。

- 2 同 上

第六十八条の二十五 削除

(資源再生化設備等の特別償却)

第六十八条の二十六 同 上

- 2 同 上

条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの」に記載された機械及び装置（新用途米穀加工品）同法第二十一条に規定する新用途米穀加工品をいう。以下この項において同じ。）又は新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造以外に使用することができないものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は新用途米穀加工品等製造設備を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の同法第二十七条に規定する生産製造連携事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該新用途米穀加工品等製造設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該新用途米穀加工品等製造設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該新用途米穀加工品等製造設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該新用途米穀加工品等製造設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

#### （医療用機器等の特別償却）

第六十八条の二十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとして政令で定

#### （医療用機器等の特別償却）

第六十八条の二十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く。） 百分の十四